

ガバナンス

ガバナンスの体制

「相互会社」としてのガバナンスのあり方と体制について報告しています

「開かれた経営」をめざして

最高意思決定機関である「総代会」などについて報告しています

内部統制システムの整備・高度化

内部統制システムの整備の状況、内部管理・内部監査の態勢について報告しています

情報開示の推進

情報開示に関する基本方針と体制、各種ディスクロージャー資料について報告しています

リスク管理体制

リスク管理の体制および重点実施事項などについて報告しています

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の受入れ

当社は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を受入れることを表明します。

ガバナンスの体制

ご契約者を「社員」とする「相互会社」としてご契約者の意思を経営に反映させるよう努めるとともに、「社会に開かれた会社」としてガバナンス(企業統治)の強化と経営の透明性向上を図っています。

ご契約者を「社員」とする「相互会社」としてのガバナンス

当社は、ご契約者のみなさまを「社員[※]」とする「相互会社」であり、その最高意思決定機関は社員の代表が参加する「総代会」です。

また、ご契約者のみなさまとの直接対話によってさまざまなご意見・ご要望等をお聞きし、業務改善に活かすために「お客さま懇談会」を開催しています。

※社員

相互会社の「社員」とは、保険のご契約者お一人おひとりのことをいい、株式会社の株主に相当します。ただし、剰余金の分配のない保険契約のみにご加入のご契約者は除きます。

ガバナンスの強化と経営の透明性の確保

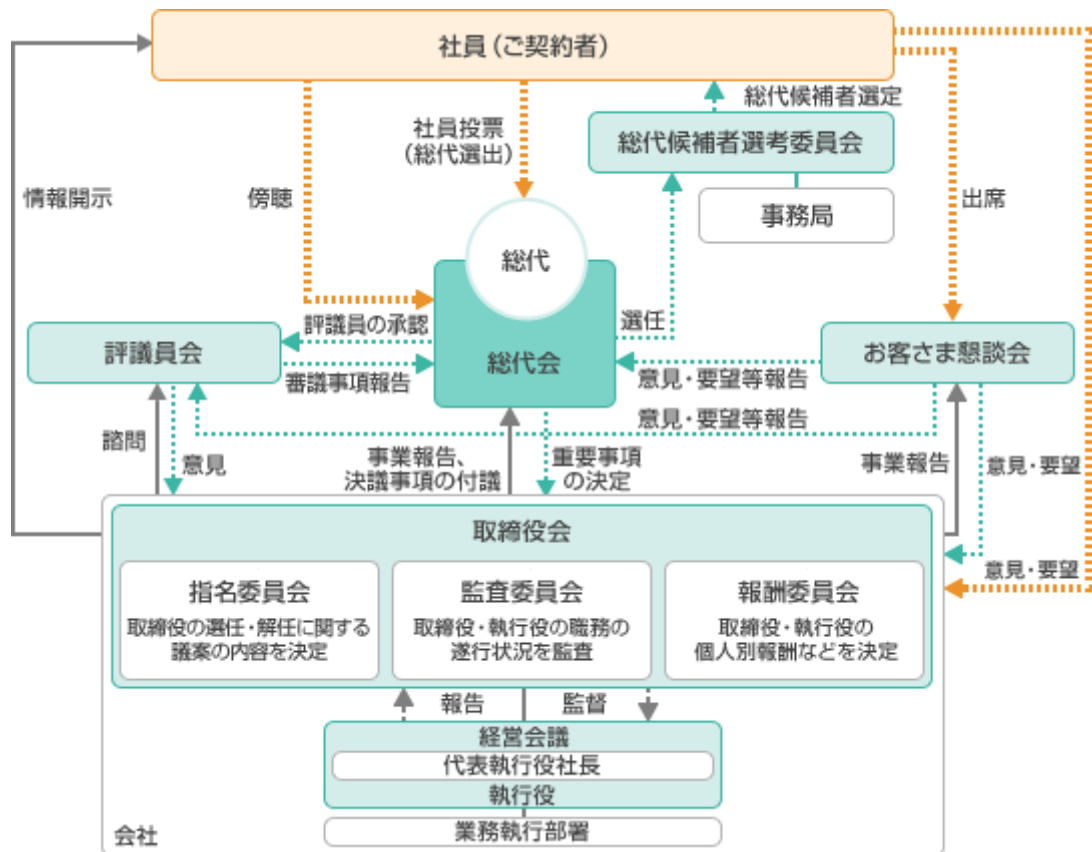
当社は、ガバナンスのいっそうの強化と経営の透明性向上のため、社外取締役が過半数を占める指名委員会、監査委員会、報酬委員会の三つの委員会を設置する「委員会設置会社」としています。

また、取締役会においても過半数(11人中6人)を社外取締役として、経営への監督機能を強化しています。

取締役会等開催状況(回)

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
取締役会	15	16	16	19	14	15
指名委員会	3	3	3	3	4	3
監査委員会	15	15	15	15	15	15
報酬委員会	6	3	3	3	4	3

「相互会社」としてのガバナンス体制



「開かれた経営」をめざして

「開かれた経営」をめざし、ご契約者(社員)をはじめとするみなさまの声に真摯に耳を傾け、いただいたご意見・ご要望等を経営に反映させるよう努めています。

「総代会」の開催

当社における最高意思決定機関は「総代会」です。総代会では、全国の約659万人(2013年度末)の社員^{※1}の代表として選出された「総代」が出席し、決算書類の報告、剰余金処分や取締役の選任など経営に関する重要事項について審議や決議を行ないます。

2013年7月に開催された第66回定時総代会では、総代のみなさまから、大きく変動する市場環境下における資産運用、介護事業や海外保険事業の現況と今後の展開、不妊治療を保障する保険・直接支払いサービスへの対応方針などについて数多くのご意見・ご質問等をいただき、活発な審議が行なわれました。

なお、総代の定数は定款において222人と定められており、そのうち200人は総代候補者選考委員会^{※2}の推薦により選出され、22人については立候補制^{※3}により選出されます。



「総代会」の様子

※1 社員

相互会社の「社員」とは、保険のご契約者お一人おひとりのことをいい、株式会社の株主に相当します。ただし、剰余金の分配のない保険契約のみにご加入のご契約者は除きます。

※2 総代候補者選考委員会

社員のなかから総代会において選任された総代候補者選考委員で構成され、幅広い層の社員から選出されるよう総代候補者を選定します。当社は、総代候補者選考委員会を補佐する選考委員会事務局長を社外の人材に委嘱し、総代候補者選考過程における会社からの独立性確保と透明性の向上に努めています。

※3 立候補制

総代になることを希望される社員から立候補を受け付け、総代候補者を選定する制度です。

VOICE 総代

「まだまだやれることがある」という姿勢を継続してください。

総代会は、参加者からの質問内容は多岐にわたりましたが、真摯かつ正直に回答がなされ、分かりやすいコミュニケーションに取り組む姿勢を感じました。また、業績や事業説明においても保険や金融に詳しくない一般生活者への配慮がうかがえ、理解を深める機会になりました。今後は、顧客満足度をはじめとした各指標について、客観的に評価するとともに、評価できる取組みについてさらにアピールされることを期待します。

アフターサービスを強化されている点や、お客さまの声に耳を傾ける姿勢には安心感があります。一方で、契約者一人ひとりの状況に合わせたきめ細やかな対応がもっと求められていくと思います。結婚や出産後も働き続ける女性が増えるなど、ライフスタイルが多様化するなかで、ニーズに合わせた情報提供や提案をしていただきたいです。現状で十分とするのではなく、まだまだやれることが多くある、という姿勢を保ってほしいと思います。



株式会社三菱総合研究所 主席研究員
未来情報解析センター長
小野 由理 氏

「総代報告会」の開催

総代への情報提供と総代から当社へのご提言の機会を増やすために、定時総代会とは別に「総代報告会」を開催しています。

2013年12月開催の「総代報告会」では、当社から2013年度上半期報告等について説明し、引き続き、総代のみなさまから多くのご意見・ご質問等をいただきました。

「評議員会」の開催

経営に関する重要事項を諮問する機関として「評議員会」を設置し、年3回開催しています。評議員は社員または学識経験者のなかから総代会の承認を経て選出され、評議員会での審議事項は総代会に報告しています。2013年度は、2012年度決算の概要、第66回定時総代会決議事項について、2013年度上半期報告、次期中期経営計画および2014年度経営計画について、「お客さま懇談会」で寄せられたご意見・ご要望等について審議しました。



「評議員会」の様子

「お客さま懇談会」の開催

お客さまとの直接対話によってさまざまなご意見・ご要望等をお聞きし、業務改善に活かすために「お客さま懇談会」を1973年から毎年開催しています。

2013年度(2014年1～2月)は、全国の支社など75会場で開催し、合計1,709人のご契約者にご出席いただき、3,758件のご意見・ご要望等をいただきました。

これらのご意見・ご要望等は、総代会・評議員会などで報告するとともに、改善が必要と思われる事項については担当部署で検討し、経営会議の諮問機関である「『お客さまの声』推進委員会」を通じて改善に向けた取組みを推進しています。



「お客さま懇談会」の様子

VOICE

お客さまのご意見・ご要望が経営に反映されるよう努めています

当社はご契約者お一人おひとりが会社の構成員である「相互会社」形態で運営されている「みなさまの会社」であり、お客さまからのご意見・ご要望がより経営に反映されるよう努めています。当グループが運営を担当する「総代会」「評議員会」「お客さま懇談会」においても、総代、評議員、ご契約者のみなさまから多くのご意見・ご要望をお寄せいただけるよう、事業概況等を含む当社の取組みをより分かりやすくご説明するとともに、日頃から各種経営情報をご提供しています。また、お客さまからいただいたご意見等については、正確かつスピーディーに経営層、担当部署へ連携することで、業務改善に活かすよう努めています。

毎年1～2月にかけ全国の支社で「お客さま懇談会」を開催いたします。ぜひご参加いただき、お客さまの“生の声”をお聞かせください。



企画部
経営総務グループ
グループマネジャー
大島 信之

内部統制システムの整備・高度化

経営の健全性・適切性を確保するために、内部管理態勢の強化に努め、内部統制システムの整備・高度化を進めています。

適切な業務運営のための態勢整備

当社は2006年5月に「内部統制システムの基本方針※」を制定しています。この基本方針に基づいて、内部統制システムの整備・高度化を推進するために、経営会議の諮問機関として「内部統制委員会」を設置し、体系的かつ組織横断的な視点から内部統制にかかわる幅広い事項について審議を重ねています。

また、2008年度から上場会社に対して財務報告の信頼性を高めるために義務付けられた財務報告に係る内部統制ルール（「日本版SOX法」）については、相互会社である当社も自主的に準拠することとし、諸規程の制定などの体制整備を進めました。2013年度決算に関しても、内部統制状況の社内評価等の実施により開示すべき重要な不備がないことを確認のうえ内部統制報告書を作成し、監査法人による内部統制監査報告書を取得しています。

※ 内部統制システムの基本方針

2006年5月の会社法施行に伴う保険業法の改正を受けて、取締役会において決議したもの。監査委員会に関する態勢、業務の適正性を確保するためのコンプライアンス・リスク管理に係る態勢などについての方針を規定しています。

内部統制委員会の位置付け



内部管理態勢の整備

不祥事故やリスクの発生を未然に防ぎ、業務運営上の課題を把握し改善を図るため、当社では内部管理が適切に実施されているかどうかを自ら確認する「内部管理自己点検」を全社で実施しています。あわせて、本社、支社などの対象組織別に指導・検証態勢を整備し、自己点検後のフォローアップなどの強化を進めており、自己点検を通じた適切な業務運営の確保に継続的に努めています。

内部監査部門の充実

当社では、内部監査の実施を通して業務の適正性を検証し、指摘事項の改善を図ることによって、経営の健全性確保に努めています。内部監査の結果や改善策の進捗状況については取締役会などへ速やかに報告しています。

内部監査部門は、代表執行役が専任で担当することなどにより、他の部門や業務からの独立性を確保しています。また、高い専門性を備えた人材を積極的に登用し、内部監査に有効な公的資格の取得を奨励するなど、検証力の強化にも取り組んでいます。

情報開示の推進

透明性の高い「社会に開かれた会社」をめざして、より多くの方々に当社をご理解いただくために、積極的な情報開示の充実に取り組んでいます。

経営の透明性の向上

情報開示の充実にめざして、「情報開示に関する基本方針」を制定し、この基本方針に基づいて、開示すべき情報の内容や手段、頻度などについて適時検討するとともに、社外有識者から、外部の目で見た客観的なご意見をいただき、経営の透明性向上に努めています。

情報開示に関する基本方針

1. 自主的な情報の開示

当社は、お客さま・社会からの一層の信頼を得るため、経営および財務等に関する情報を自主的に開示いたします。

2. 適切・公平な開示

当社は、お客さま・社会に対して、適切・公平に情報を開示いたします。

3. 社内態勢の整備

当社は、情報を遅滞なく継続的に開示するため、社内態勢の整備・充実に図ります。

経営情報の開示

ご契約者をはじめ広く一般の方々に当社の経営状況をいっそう深くご理解いただくために、生命保険業界では初めて、基礎利益の内訳である「三利源」の開示を決定し、2005年度決算から開示しています。

また、業務の適切性にかかわる情報として、業界に先駆けて「お支払いに該当しないと判断したご契約件数」や「苦情情報」を四半期ごとに開示したほか、お客さまの保護や利便性にかかわる部署の「基本的役割」や年度ごとの具体的な取り組みである「運営方針」についても開示しています。

2011年度からは企業価値指標であるヨーロッパ・エンベディッド・バリュー「EEV」を開示するなど、情報開示の充実に継続的に取り組んでいます。

議決権行使への取組みの公表について

生命保険会社の資産は、多くのお客さまからお預かりした大切な保険料から成り立っています。当社は、その社会性・公共性の高さをふまえ、株式投資における議決権行使への取組みについて公表しています。

さらにわかりやすい情報の提供

お客さまにとって「見やすく、使いやすく、わかりやすい」ディスクロージャー関連資料を作成しています。法定版ディスクロージャー資料「明治安田生命の現況」は、画数の多い漢字から数字や英字に至るまで、ほぼ一目で視認でき、視覚に大きな負担をかけず、見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。加えて備考欄・図表を多く使用し、資料のわかりやすさと内容の充実に努めています。また、ご契約者向けディスクロージャー小冊子「MEIJIYASUDA INFORMATION」を発行し、MYライフプランアドバイザーからお客さまへ幅広くお届けしています。本冊子では、当社の収益力や財務の健全性など経営内容をご理解いただけるよう、わかりやすく解説しています。



「明治安田生命の現況」(左)とご契約者向けディスクロージャー小冊子「MEIJIYASUDA INFORMATION」(右)などで、情報提供をしています



当社ホームページでは、ニュースリリースをはじめ、充実した情報を適時、開示しています

▶ <http://www.meijiyasuda.co.jp/>

リスク管理体制

長期にわたる保険契約上の責務を確実に履行していくために、リスクの未然防止、軽減等を図るとともに、不測の事態に迅速・適切に対応できる体制の整備・高度化に取り組んでいます。

さまざまなリスクを総体的に管理する体制

「お客さまを大切にする会社」の実現のためには、経営の健全性を確保し、長期にわたる保険契約上の責務を確実に遂行していくことが重要です。当社では、グループ全体のあらゆる業務にリスクが潜在するという前提に立ち、当社および関連会社固有のリスクを十分に認識したうえで、リスクを総体的に把握し、事業全体として統合的にリスクを管理する体制としています。また、各種リスクの定期的なモニタリング(監視)、リスクの適切なコントロールを行なうため、経営会議の諮問機関であるリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の高度化に取り組んでいます。

統合的にリスクを管理するため、当社では、各種別リスクを定量的または定性的に把握のうえ、その状況を統合して、経営会議等に定期的に報告しています。具体的には、種別リスクごとに設置している種別リスク管理分科委員会において、リスク管理プロセスを通じ、リスクを把握・管理し(「種別リスク管理」)、種別リスクを統合して捉えた統合リスクについて、全体リスク管理部署が把握・管理のうえ、リスク管理委員会、経営会議等に報告しています。

ALM(Asset Liability Management: 資産負債の総合的な管理)については、統合リスク管理の一手法として、資産と負債を適切に管理する観点から、ALMに関連する種別リスクを包括的に管理し、ALM分科委員会に報告しています。

また、内部監査部による内部監査、監査委員会や監査法人による外部監査などにより、リスク管理機能・体制の適切性・有効性等を検証し、リスク管理のいっそうの実効性確保に努めています。

保険金・給付金を確実に支払うためのALM

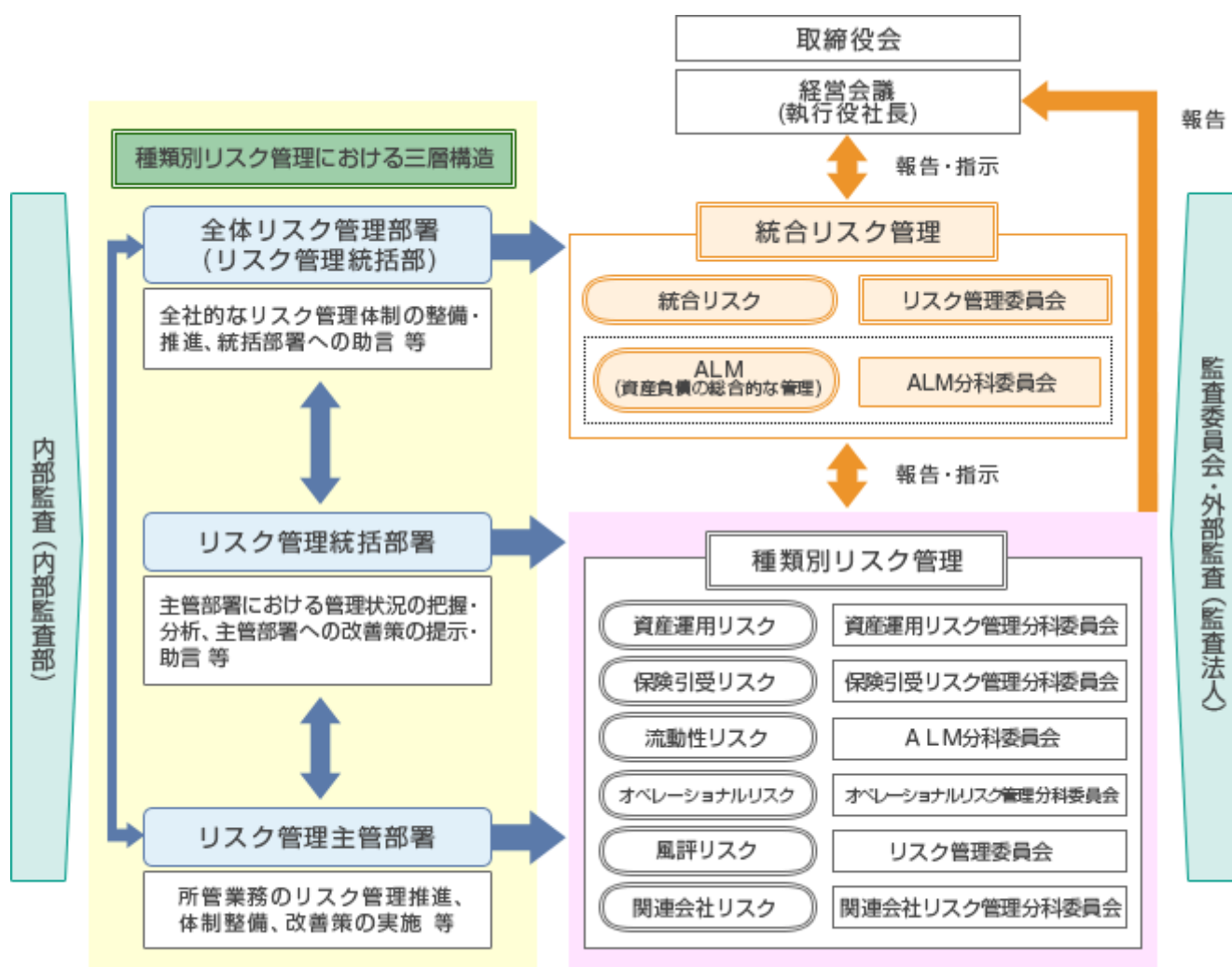
資産・負債の乖離(ミスマッチ)を管理することにより、生命保険会社がさらされているリスクを管理、軽減することがALMの基本的な役割です。

ALMをとらえて保険会社がよりいっそうの財務健全性の維持・向上および安定的な収益確保に取り組むことにより、お客さまへ保険金・給付金を確実に支払うことが可能となります。

当社では、経営の健全性を確保するため、保険業法などで定められている健全性指標や自己資本の充実に努める一方、経済価値ベースでの資本の変動性に着目する「サープラス・マネジメント型ALM」を推進しています。サープラス・マネジメント型ALMのもとで、経済価値で評価した資産と負債の差額を新たな資本概念(サープラス)として捉え、その変動リスクをコントロールすることで、市場環境がさまざまに変化した場合でも、将来にわたる保険金・給付金を確実に支払うことができます。

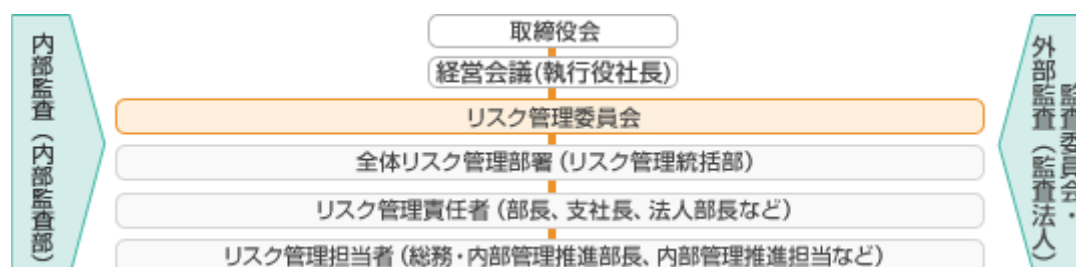
また、このサープラス・マネジメント型ALMによる経済価値ベースでの金利リスク削減のため、資産デュレーションの長期化を推進していますが、金利上昇時に保有債券の含み損が発生することも考慮し、金利動向に応じたアクション・プランを策定する等、経済環境の変化もふまえた金利変動リスクへの対応にも取り組んでいます。なお、2012年度から「責任準備金対応債券」を導入し、監督規制抵触の回避および金利リスク(現行会計ベース・経済価値ベース)の削減に取り組んでいます。

リスク管理体制の概要



一方「組織別リスク管理」では、組織ごとに配置されたリスク管理責任者、リスク管理担当者が、主に通常の業務遂行に潜在するオペレーショナルリスクについて、リスク管理プロセスを通じて把握・確認し、リスクの軽減、未然・再発防止を図るための検討を行なう体制となっています。

組織別のオペレーショナルリスク管理体制の概要



「可視化プロジェクト」の継続推進

可視化プロジェクトとは、業務に潜在するリスクの所在や発生を回避するための統制手段(コントロール)を、誰が見てもわかるように「見える化」するプロジェクトで、本社各部の業務について2006年度から取り組んでいます。リスクはあらゆる業務に内在するという考えから、業務のフローチャート(図式)化と文書化を実施し、これをもとに、業務遂行にあたって想定されるリスクを洗い出し、各リスクの統制手段を文書化することで、全社でノウハウを共有しリスクの低減を図っています。

毎年定期的にメンテナンスを実施し、リスクの重要度評価を行なうとともに、重要度の高い業務については統制手段の実施状況のモニタリングを実施し、リスク管理の実効性向上を図っています。

ストレステストの実施

当社では、統合リスク管理のリスク計測手法であるバリュアットリスク(VaR: 最大予想損失額)による方法ではリスク把握が困難な事象として、経済環境の大幅な悪化や地震等の大規模災害などのシナリオを設定したストレステストを実施し、当社の資産・負債に与える影響や保険金等のお支払いの増大の程度などを多面的に分析しています。

ストレステストの結果は、経営会議、取締役会へ定期的に報告され、経営戦略上の対応や財務基盤の強化等の検討に活用しています。

このように、経営環境の変化等をふまえながら、リスク管理に関する方針・規程体系を見直し・強化するとともに、リスク計測手法の精緻化やリスク管理の高度化、統合リスク管理の経営での活用等、統合リスク管理態勢の段階的な整備に努めています。

災害発生に備えた事前対策強化

生命保険会社の社会的責任として、従業員の防災に対する意識を高め、日常の防災体制の確立により、災害発生時の人的・物的被害を最小限にとどめることで、業務活動への早期回復を図ることができるよう、災害時対応やBCP※の定期的な訓練・レベルアップに取り組んでいます。

平時は、災害対策全般に関する審議・調整等を行なう「災害対策委員会」を設置し、災害諸対策の検討・推進を行なっています。

大地震等発生時には、役職員の安否確認、復旧活動など災害対策活動全般を推進する「特別対策本部(本部長:社長)」を設置します。また、丸の内本社ビルは東京駅に近いと、一般の帰宅困難な方へのサポートや地域協力の観点から帰宅困難者等の対応態勢を整備しています。BCPについては、東日本大震災を踏まえた電力供給の停止など広域複合的な災害を想定し、2013年度に見直しを行ないました。

※ BCP(Business Continuity Plan: 事業継続計画)

大規模な災害や事故、テロ攻撃、システム障害などが発生した際も、事業の中断を最小限にとどめ、早期に事業を再開するために事前に策定する行動計画のこと

災害時対応およびBCP訓練の実施

当社の災害時対応態勢およびBCPの実効性を検証し、災害時の各人の役割・行動を再確認することを目的として、定期的な訓練を実施しています。

2014年5月には、首都圏震災を想定した「特別対策本部」の運営訓練を実施しました。当訓練には社長を含む構成員である全役員が参画のうえ、当社の本社系ビル(丸の内本社ビル、新東陽町ビル、高田馬場事務センタービル)と大阪支援組織で電話会議を開催し、災害時対応やBCPの発動判断等の訓練を実施しました。

2014年度は、特別対策本部の運営訓練のほか、従業員の安否確認やBCPで定めた代替業務の実行、津波避難等、約30種類の訓練を実施し、災害時対応態勢およびBCPのレベルアップを推進しています。

VOICE

2013年4月に「災害対策推進グループ」を新設のうえ、災害対応力の向上に取り組んでいます。

2013年4月に災害対策・事業継続の所管組織として、総務部内に「災害対策推進グループ」を新設しました。

東日本大震災での教訓や、南海トラフ地震・首都直下地震の被害想定等を踏まえ、「想定外」を無くすべく、継続的に諸対策の検討・見直しを行なっています。大規模な災害が発生した際に、お客さまへのお支払い等の重要業務を継続するには、BCPの整備、訓練による習熟とともに、業務継続を担う当社職員の生命・安全確保が必要だと考えています。

2013年度、災害時用物品(水、食糧、簡易トイレ等)の全拠点備蓄、全国での津波避難訓練、災害時優先電話の全支社設置(衛星電話は既設)を実施するとともに、BCPの実効性向上をめざしたBCM(Business Continuity Management)を構築しました。

2014年度は整備・構築した態勢に基づいた災害時対応やBCPの訓練を実施し、実効性の検証やレベルアップ等、お客さまへの責務、地域・社会への貢献を果たすため、さらなる災害対応力の向上に取り組んでいます。



総務部
災害対策推進グループ
グループマネジャー
坂本 純一